

○芦屋町立学校児童生徒就学援助規則

昭和36年8月1日教育委員会規則第1号

改正

昭和45年3月10日教委規則第1号

昭和55年5月28日教委規則第4号

平成8年2月22日教委規則第1号

平成12年12月15日教委規則第6号

平成20年3月25日教委規則第1号

平成28年3月2日教委規則第1号

芦屋町立学校児童生徒就学援助規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき芦屋町立の小学校及び中学校に在学する児童生徒（学校教育法第18条に規定する「学齢児童」及び「学齢生徒」をいう。以下「児童生徒」という。）及び中等教育学校前期課程に在学する芦屋町在住の学齢生徒のうち、経済的理由によつて就学困難な児童生徒の保護者（学校教育法第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）に対し、必要な援助を与え義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(補助の対象となる者)

第2条 この規則により、教育委員会が援助する者は、児童生徒の芦屋町に住所を有する保護者及び芦屋町以外の教育委員会から教育の委託を受けた児童生徒の保護者で次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者で同法第13条に規定する教育扶助を支給されていないもの
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるもの
- (3) 第2号に掲げるもののほか、特に援助の必要があると認められるもの

(補助の申請及び認定)

第3条 保護者は教育費の援助を受けようとするときは、準要保護児童生徒認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に所得証明等必要書類を添付し、教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは当該児童生徒の在学する学校の校長（以下「校長」という。）その他関係者の意見を徴し、前条の規定に該当するものであるかどうか適正に把握し、認定するものとする。

3 校長は準要保護児童生徒個標（様式第2号）に必要な意見その他参考になる事項を記入して教育委員会に申達するものとする。

（認定の基準）

第4条 前条第3項の規定による認定の基準は生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣の定める生活保護の基準を基礎とし、当該年度の予算を勘案して教育長が定める。

（補助の範囲）

第5条 第1条に規定する補助金の範囲は次に掲げる事項の範囲で行うものとする。ただし国立、公立の中学校及び中等教育学校前期課程に在学する芦屋町在住の学齢生徒の保護者に対する援助については、第3号及び第4号を除く。

- （1）学用品費
- （2）通学用品費
- （3）医療費
- （4）給食費
- （5）修学旅行費
- （6）その他義務教育に伴って必要なもの

（認定結果の通知）

第6条 教育委員会は、第3条により認定した結果を保護者及び校長に通知するものとする。

（補助金の停止）

第7条 校長は第3条の規定に該当するものとして認定されたものがその資格を失なつたと認めるときは速やかに準要保護停止報告書（様式第3号）により教育委員会に報告するものとする。

2 教育委員会は前項の報告書を受理したときは所要の調査を行い認定の取り消し及び継続を決定する。

（台帳）

第8条 教育委員会は準要保護児童生徒補助金支給台帳（様式第4号）を作成し、整備保管するものとする。

（委任）

第9条 この規定の施行に関し、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年8月1日から適用する。

附 則（昭和45年3月10日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年5月28日教委規則第4号）

この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則（平成8年2月22日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成8年2月1日から適用する。

附 則（平成12年12月15日教委規則第6号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成20年3月25日教委規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

様式（省略）